

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に特定労働者派遣事業を行うA市所在の会社B（以下「会社」という。）にCADオペレーターとして採用され、平成〇年〇月〇日からは、C会社が施工するD工事現場事務所（以下「派遣先」という。）に派遣され、CAD図面作成業務に従事していた。

再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）によれば、請求人は、同年〇月頃からストレスによる気分の高まりや落ち込み、動悸、息切れが現れ、それらの症状が1か月位続いたため、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し「双極性感情障害」、平成〇年〇月〇日には「統合失調症」と診断され、その後、同年〇月〇日にF病院に転院し、「統合失調症」と診断され即日入院となった。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F20 統合失調症」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされているところであり、当審査会としても請求人の症状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、本件疾病の発病の原因として、以下のとおり主張している。

ア 派遣先で自分の仕事以外に派遣先の新人のGの教育係をさせられ、Gは物事がわからなく、いくら教えても理解できない状態が2か月から3か月続いて、ストレスで体調を崩した。

イ Gとの関係で体調を崩したため、安定剤を飲み始めたが、教えても出来ないことにショックを受け、平成〇年〇月頃、Gを怒鳴ってしまったことで、

会社から反省文を書かされショックを受けた。

- (5) まず、上記(4)の主張内容のアについては、いずれも派遣先の当時入社3年目の職員Gとの業務をめぐる方針等における対立であり、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

Gが請求人の隣席で勤務するようになったのは、平成○年○月○日からであるが、Gは、同年○月○日頃に請求人との間にトラブルがあり、Gが了承した件においても、請求人がこだわり続け、繰り返し同じことを話掛けられ、業務中ばかりか昼休みも話されヒートアップしたことで言い合いになったことが頻繁にあった旨述べている。

また、請求人の会社の総務部長Hは、請求人がGともめていると聞いたのは平成○年○月ぐらいである旨申述している。

派遣先の総括所長Iは、平成○年○月頃から請求人の言動に違和感を覚え、同年○月頃からは、派遣先所員全員が、請求人が精神的に不安定であることを認識し、各々が請求人と少しずつ距離を置くようになった。その頃Gに対して攻撃的な言動が多くなり、請求人とGのトラブルが表面化した旨述べている。

さらに、総括所長Iは、Gは平成○年○月○日から同年○月○日まではJに研修に行っており、請求人との業務での接触はなかった旨述べている。

- (6) これら関係者の申述からして、請求人とGとのトラブルについて、Gを始め会社及び派遣先の関係者が客観的に認識したのは、平成○年○月下旬から○月頃であり、請求人が本件疾病を発病した後であるとみるのが相当である。

したがって、心理的負荷の評価の対象となる期間（Gが派遣先に配属となった平成○年○月○日から請求人が発病した同年○月上旬頃まで）においては客観的に認識されるようなトラブルがあったとはいえ、恒常的な時間外労働も認められないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断せざるを得ない。

- (7) 次に請求人らが主張する上記(4)の主張内容のイの出来事については、上記(5)のとおり、平成○年○月頃の出来事であると認められることから、当該出来事は、本件疾病を発病した後の出来事であり、心理的負荷の評価対象にはならない。

- (8) また、請求人らは、平成○年○月から同年○月までの実際の時間外労働は1

00時間を超える月があり、請求人の精神障害は長時間労働によって発病したと主張するが、請求人の勤務が特に長時間であったという時期は請求人の発病後であると判断せざるを得ず、前述のとおり、認定基準上、発病後の出来事は心理的負荷の評価の対象とはならないことから請求人らの当該主張は採用できない。

(9) さらに、請求人らが主張する平成〇年〇月から同年〇月までの時間外労働は、仮に請求人らの主張を採用した場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する極度の長時間労働とは認められない。

(10) 以上を総合すると、請求人の心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。